

新型コロナウイルス感染症 保育施設における感染症対策ガイドライン（概要版） （令和2年5月28日）

1 施設内連絡体制の確認

あらかじめ、下記施設等の連絡先について整理し、速やかに連絡が取れるように準備しておく。

（1） 関係機関の連絡先

嘱託医、保健所、連携園、保育施設以外の児童通園施設
保育課、取引業者等

（2） 職員の連絡先

（3） 保護者、児童の連絡先

保護者就労先、携帯電話などの変更は、日頃から保育施設に速やかに知らせてもらう。

2 健康観察の徹底

（1） 登園前の検温と風邪症状の有無の確認

厚生労働省「新型コロナウイルス対策～子どものいるご家族へ～令和2年5月12日版」参照

ア 登園前の検温で発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。

イ 解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園は控える。

（2） 相談・受診の目安についての周知

厚生労働省「子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ 令和2年5月12日版」参照

【帰国者・接触者相談センター（松戸保健所内）へ相談】

電話番号：047-361-2140（9時～17時・平日）

※夜間・土日祝日は、0570-200-613

【一般的な相談はこちらへ】

厚生労働省 0120-565653（9時～21時・土日祝含む）

千葉県 0570-200-613（24時間・土日祝含む）

松戸保健所 047-361-2139（9時～17時・平日）

松戸市 0120-415-111（8時30分～17時・平日）

(3) 登園中の体調不良について

- 保育中に発熱や体調の変化があった時は、速やかに保護者に連絡し、他児と可能な限り接触を避けられるよう、別室で保育し観察する。

3 基本的な感染症対策の徹底

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」参照

新型コロナウイルス感染症の主なポイント

- ウイルスを含む飛沫が、目・鼻・口の粘膜に付着するのを防ぐ
- ウイルスが付着した手で、目・鼻・口の粘膜に接触するのを防ぐ

4 施設や用具等の消毒

(1) 使用する消毒液

消毒用アルコール（70%以上の物）又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液

(2) 消毒場所と回数目安

- テーブル：食事をする前
 - 共有部分：1日2回以上
玄関・手すり・ドアノブ・電気のスイッチ・電話・パソコンのキーボードなど
 - 玩具・床・椅子：1日1回以上
 - トイレ：0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを使用し、1日1回以上
- ※消毒の回数については所内の状況により回数は検討する。

0.05%濃度の希釈方法

水1リットルにピューラックス青キャップ1杯

5 三密を避けることを意識した保育の工夫

(1) 換気について

- 可能な限り、常時2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。
(エアコン使用時であっても換気が必要)
- 窓のない部屋では常時入り口を開けておいたり、換気扇を利用したり、扇風機などで室内の空気が流れるようにするなど、換気に努める。

(2) 身体的距離について

大人が意図的に行う保育活動については、下記のことには留意する。

- 集会や異年齢交流など、密集を避ける。
- ふれあい遊びなど顔を近づけるような遊びを避ける。

(3) 給食やおやつに対応について

- 飛沫飛散防止のため、食事中の会話をできるだけ控える。
- 子ども同士の空間を保つようにし、向かい合わせにならないように工夫する。

【例えば】

- ・ 1テーブルには2～3人掛けとする
- ・ 時間差で食べる
- ・ 消毒可能なもので仕切りをする
- ・ 乳児はテーブル付き椅子などを利用する

6 職員について

(1) 出勤前の検温と風邪症状の有無の確認

- 体温と健康観察の記録を行う。
- 発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。
- 解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤は控える。
- 症状があるときは出勤せず、管理者に報告・相談をすること。

(2) 相談・受診の目安についての周知

2-(2) 参照

7 保護者周知について

(1) 同居家族の健康状態

- 体温や風邪症状など記録を残せるよう促す。
- 発熱や呼吸器症状が認められるときは自宅療養をしてもらう。

(2) 感染者（疑い含む）と診断、濃厚接触者に特定された時の保育施設への連絡

(3) 送迎する保護者へ周知内容

- 発熱や風邪症状のある方は送迎を控える。
- マスクの着用協力依頼。
- 入室時（入館時）の手指消毒または手洗い。